

「市民生活応援デジタル地域ポイント(仮称)給付事業」アプリケーション開発・運用業務委託に関する受託事業者の公募に係る質問への回答

(2026/2/26)

| No | 番号/項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|--|--|
| 1 | プロポーザル説明書 5応募手続等 | 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度(ISMS)又はプライバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類(写しでも可)は、委託事業者分も必要でしょうか。 | 再委託(別途手続き要)をされる場合は、委託事業者分も提出いただくことが望ましいですが必須とはいたしません。 なお、再委託を行う場合は、個人情報の管理も含めて、仕様書8ページ「再委託」の項目記載のとおり、受託者は再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせることと、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うという点に改めてご留意ください。 |
| 2 | プロポーザル説明書 8評価方法等 | プレゼンテーションおよびヒアリングの場に参加できる人数に制限がありますでしょうか。またコンソーシアムでの参加の場合、プレゼンテーション時に代表幹事業者以外のコンソーシアム参画事業者が同席しても問題ないでしょうか。 その他、プレゼンテーションの時間は発表および質疑についてそれぞれ何分でしょうか。モニターその他ツールで活用可能なものはございますでしょうか。 | プレゼンテーションは、説明時間10分、質疑応答の時間は5分程度を予定しています。モニター等、活用可能なものはございません。事前にご提出いただく企画提案書での説明をお願いします。また、参加人数は5名以下とし、コンソーシアム参画事業者の同席についても差し支えありません。集合時間、プレゼン開始時刻等については、2月27日(金)15時までに、個別に通知します。 |
| 3 | プロポーザル説明書 10契約に関する基本的事項 「電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書(P.2第9条)」 | 「プロポーザル説明書」には5)再委託の禁止 受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。 とございますが、細目を定める「電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書」においては、(再委託の禁止)第9条乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。とございます。 共通仕様書記載の通り、承諾を得た場合は再委託可能という認識でよろしいでしょうか。 | 御認識のとおりです。 共通仕様書記載のとおり、甲(京都市)の書面による承諾を得た場合は、再委託が可能となります。 |
| 4 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | 決済完了時に、メール等により加盟店へ決済完了メッセージを送付するなどの通知機能を有すること。 こちらは、加盟店の店舗コンソールで確認できればいいのか、リアルタイムでメール等による通知まで必須で求めるものなのでしょうか。 | 決済完了時に、加盟店の店舗コンソールに加えて、リアルタイムでメール等による通知が可能であることが望ましいですが、必須とはいたしません。 |
| 5 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | ポイント仕様機能については店舗側が読み取って決済するパターンはCPM方式の提案でもよいのかどうかを確認させていただきます。 その他が「望ましい」ということが使われている中、「原則」となっていたため、念のため確認をさせていただきます。 | CPM方式の御提案も可能ですが、読み取り機器の準備等、店舗側の負担軽減のため、極力、使用者(消費者)が加盟店で掲示されている二次元コードを読み取る方式(MPM方式)により御提案ください。 |
| 6 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | “アプリは「AppStore(iPhone・iPad向け)」、「GooglePlayストア(Android端末向け)」へ登録、公開されること”と記載がありますが、WEBアプリ(PWA含む)による機能の提供は可能でしょうか。 | 可能です。ネイティブアプリ以外の形態(PWAなどのWebアプリ等)での開発など、AppStore(iPhone・iPad向け)及びGooglePlayストア(Android端末向け)の利用ができない前提での提案を行う場合は、これらへの登録・公開は必要ありません。 |
| 7 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | AppleストアとGoogleプレイストアのデベロッパーアカウントは京都市様にて保有のアカウントにてアプリの実装を行う認識で合っていますでしょうか。 | Appleストアは、京都市がアカウントを保有しておりますが、Googleプレイストアについてはアカウントを保有していません。 |
| 8 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | コスト圧縮のため、SaaSベンダーを採用予定ですが、下記要件にて診断が困難であることが判明しております。御庁の承認をいただくための基準をご回答いただけないでしょうか。 (1)診断の実施元 IP(GIP)について デジタル庁「脆弱性診断導入ガイドライン」では、固定グローバルIP(以下GIP)からの診断を必須とは明記されておりましたが、実務上、WAF 例外設定や共通基盤のアクセス制御の理由から、事実上、GIPからの診断が不可欠とされている認識です。SaaSベンダー側でも例外設定が必要であり、GIP 以外からの診断は成立しない可能性が高い状況です。御庁として、GIP からの診断は「必須」とのご判断か、ご見解を伺えますでしょうか。また、SaaS の特性上、GIPの準備が難しい場合の代替案(WAF 配下での限定的診断)等を容認いただけるか、ご見解を伺えますでしょうか。 | 何らかの事情により固定グローバルIPからの診断が難しく、代替案により提案する場合には、その理由及び内容を具体的に提案書に記載してください。 |
| 9 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | (2)ポートスキャン・負荷テスト等の診断可否について ガイドラインでは、診断に伴うリスク(ポートスキャンや負荷系テストの影響可能性)について記載はあるものの、具体的な実施要否や、SaaS 共通基盤上で他テナントに影響を与える行為の扱いについては明示されていません。SaaS ベンダーへの確認の結果、共通基盤上ではポートスキャンや負荷試験は禁止されており実施不可能との回答です。つきましては、このような診断不可領域について、御庁として「実施不要」と見なして差し支えないか、また代替として実施可能な診断(アプリケーション層のみの診断)で要件を満たすと判断いただけるか、ご見解を伺えますでしょうか。 | ポートスキャンや負荷テスト等が実施できない場合には、その理由及び当該基盤の安全対策を提案書に具体的に(例えば、どの程度のアクセスに耐えられるか、その根拠となるSaaSベンダーが実装している仕組みや運用方法)記載してください。 |
| 10 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | (3)脆弱性対応に伴う工期遅延・追加費用について 要件には「検出された脆弱性について速やかに対応」とありますが、開発完了後に診断を行った場合、以下のリスクがあります: A)脆弱性対応のためのリリース延期 B)追加工数による追加費用の発生 これはガイドラインでも「診断により開発スケジュールに影響を受けよう」と記載がある通り、一般的に想定される事象です。御庁として、A)・B)の発生可能性を前提として問題ないか、また発生した場合の取り扱い(調整方法)についてご見解を伺えますでしょうか。 | 御質問のリスク発現及びその対応も含めたうえで、最適な手法を提案してください。本市としては、検出された脆弱性の影響度やリスク等を踏まえて、総合的に判断することを想定しております。当該リスクの発現に伴う契約期間の延長及び追加費用の発生については想定していません。 |
| 11 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | (4)公開後機能追加時の診断について 要件では、公開後の機能追加時にも脆弱性診断を求めています。当該診断は機能追加の規模に応じて外部費用が発生するため、追加見積りとして計上させていただく認識です。御庁として、公開後機能追加時の脆弱性診断費用を「別途見積り」として計上する扱いで問題ないか、ご確認をお願いできますでしょうか。 | 機能追加に伴う脆弱性診断に別途費用が発生する場合は、その旨及び見込みの見積額等を、提案書の「アプリの将来の機能拡張性」の内容に含んで記載してください。この点も評価の範囲となります。 |
| 12 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | 対応言語等については、別途協議とのことだが、想定される言語数と具体的な言語があれば教えてください。 | 少なくとも、日本語と英語の2言語以上を想定しています。 |
| 13 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | 別紙1にある機能拡張について、将来の機能拡張時に係る開発費用は、本契約金額には含まず、別途契約となるでしょうか。 | 御認識のとおりです。 |
| 14 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | 本市職員や事務局受託事業者の職員への説明会は何程度想定していますでしょうか。 | 現在のところ未定ですが、本市職員及び事務局受託事業者向けに、各2回で計4回程度の開催を想定しています。詳細は、契約締結後、協議のうえ、決定します。 |
| 15 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書 5業務内容 | デジタルカードの発行とはポイントが蓄積できる物理カードを示している認識であっていますでしょうか。 | あらかじめ5,000円分相当のポイントを付与した物理カードを想定しています。 |

| | | | |
|----|---------------------------------|---|---|
| 16 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書6実施体制等 | 「受託者以外が作成する議事録等の内容を確認し、発注者に対し助言などを行うこと」とあるが、「受託者以外」は誰を想定されているのでしょうか。受託者以外の議事録を確認する状況の想定を教えてください。 | 別途、選定予定の事務局受託事業者を想定しています。 |
| 17 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書8再委託 | 再委託の承認を得るための申請方法、提出物および提出期限を教えてください。 | 契約後に様式をお示ししますので、業務開始前までに御提出ください。なお、提出方法については、その際にお知らせします。 |
| 18 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書8再委託 | 再々委託の場合は、再委託と同様の手順で申請すればよろしいでしょうか。 | 御認識のとおりです。 |
| 19 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書11参考 | アプリや地域ポイントシステムの稼働開始時期(貴市に納品し使えるようになっていく状態)は2026年の何月何日からになりますでしょうか。また契約開始日はいつになりますでしょうか。 | 稼働開始時期は、令和8年8月1日(ポイント利用開始)を予定しております。ただし、アプリダウンロード開始日を8月1日から前倒しのご提案は可とします。また、契約日については、事業者選定後、速やかに契約手続きを行う(3月中旬)ものとします。 |
| 20 | (別紙1)アプリケーション開発・運用業務委託仕様書11参考 | アプリや地域ポイントシステムのランニングコストは何か月で試算すればよろしいでしょうか。 | 初年度は8か月(令和8年8月～令和9年3月)で試算ください。 |
| 21 | (別紙2)企画提案書等作成要領1提出資料の種類 | 7(1)イ 参加資格を証明する書類の「登記事項証明書」および「印鑑証明書」について質問です。弊社は現在、資金の減額に伴い法務局にて登記変更の手続き中であり、制度上、手続きが完了するまでいかなる証明書も新規発行できない期間(事件係属中)に入っております。募集要領7(6)オ(エ)には「提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない」とございますが、このように公的機関の手続きに伴う物理的な発行不可期間と本プロポーザルの提出期限(3月2日)が重なってしまった場合、期日における提出物としては、どのような代替書類(例:法務局の発行の別の書類等)をご用意すれば受理いただけますでしょうか。 | 登記変更の続き中であることを証明する書類(写し等)を御提出ください。また、できる限り直近の変更前の「登記事項証明書」及び「印鑑証明書または印鑑登録証明書」がございましたら、併せて御提出ください。 ※仮に貴社が、受託候補者(第一交渉権者)になられた場合は、契約時まで正式な書類が必要となります。 |
| 22 | (別紙2)企画提案書等作成要領1提出資料の種類 | “(国税)直近1か年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書”とありますが、e-taxより取得したデータの印刷でもよろしいでしょうか。 | e-taxより取得したデータを印刷しただけで差し支えありません。 |
| 23 | (別紙2)企画提案書等作成要領1提出資料の種類 | 参加資格を証明する書類について、要項では以下の2点が求められています。 ・直近1年分の地方税(京都市分)の納税証明書(3か月以内に発行のもの) ・(地方税)京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書 納税証明書にて両方の要件を充足できるとの認識ですが、納税証明書のみ提出で差し支えないでしょうか。 | 御認識のとおりです。ただし、京都市の競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、いずれの書類も不要です。 |
| 24 | (別紙2)企画提案書等作成要領1提出資料の種類 | 地方税(京都市分)の納税証明書(3か月以内に発行のもの)と(地方税)京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書について弊社は事業所を京都市内に持たないため、事業所のある地域の証明書の提出でいいのでしょうか。 | 差し支えありません。 |
| 25 | (別紙2)企画提案書等作成要領1提出資料の種類 | 企画提案書等の提出において、(1)提出書類のイ参加資格を証明する書類に(地方税)京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書がございしますが、京都市においては、「完納証明書」や「未納のない証明書」の発行はなく「納税証明書」が唯一の書式となっております。そのため、京都市に法人がない場合、「納税証明書」の取得ができず、京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書を提出することができないため、代替となる提出書類があれば、ご教示をいただきたくお願い致します。 | 京都市の納税証明書に代わり、法人の主たる事務所の所在地の納税証明書を御提出ください。ただし、京都市の競争入札参加資格名簿に登録されている場合は、いずれの書類も提出は不要です。 |
| 26 | (別紙2)企画提案書等作成要領2全般的な留意事項 | 「企画提案書等に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は全て受託者の負担で行うこと」とあるが、将来的な機能拡張として提案する内容は含まない認識で合っているでしょうか。 | 御認識のとおりです。 |
| 27 | (別紙2)企画提案書等作成要領3企画提案書等の作成上の留意事項 | 3.(1)アの部分では「スケジュール」の記載があるものの、3.(1)キの部分では、「スケジュール」の記載がありませんでした。この箇所については、3.(1)アの順に沿って企画提案書の作成および資料に綴じる認識でよろしいでしょうか。また、3.(1)キの「貴社独自の提案」とは、3.(1)アの「市内経済の活性化」以降の項目等を示す認識でよろしいでしょうか。加えて、3.(1)オでは、「企画提案書記載事項確認書の各項目順に編集すること。」と記載がありますが、3.(1)アの記載順と相違があります。企画提案書の項目の順序は企画提案書記載事項確認書記載に沿ってよろしいでしょうか。つきましては、企画提案書の項目順について、3.(1)ア、3.(1)オ、3.(1)キを踏まえた正しい項目順および項目名をご回答いただくことは可能でしょうか。 | 本項目の記載内容が不十分で、企画提案書の構成・作成順が分かりづらく、大変、申し訳ございませんでした。改めて、整理しましたので、今回の回答を参考に作成をお願いいたします。 ○企画提案書は、次の順で綴じてください。 「表紙」、「目次」、「業務実施体制等(実施体制表)」、「スケジュール」、「業務実績(実績表)」、「市内経済の活性化」、「マイナンバーカードによる認証・不正対策等」、「UX/UI(市民目線での使い勝手)」、「ポイントの付与・使用に関する機能」、「加盟店側の操作等に関する機能」、「運用・管理機能」、「アプリの可用性・信頼性・堅牢性・冗長性」、「デジタルデバイド対策」、「アプリの将来の機能拡張性・ベンダー中立性」、「事業効果検証」、「企画提案書記載事項確認書」、「貴社独自の提案」。 ○また、企画提案書には、(様式4)企画提案書記載事項確認書に列挙されている項目を漏れなく記載するとともに、記載されている箇所(ページ番号、スライド番号)を企画提案書記載事項確認書に明示してください。 ○最後に、「貴社独自の提案」とは、企画提案書の各項目において、仕様書にお示した内容を上回るあるいは上乗せした充実した内容をご提案いただいている場合は、再掲として、その内容を、改めてまとめていただくという趣旨のページとしてご理解ください。 |
| 29 | (別紙2)企画提案書等作成要領3企画提案書等の作成上の留意事項 | 企画提案書等の提出にあたり、各提出物の部数は以下であると理解しましたが相違ないでしょうか。 ・企画提案書 商号又は名称を記載した提案書 提出部数:1部 商号又は名称を記載しない提案書 提出部数:9部 提案書データ 商号又は名称の記載あり・なしの両方 ・企画提案書記載事項確認書(様式4) 提出部数:2部(原本1部、写し1部) ・見積書(様式5) 提出部数:10部(原本1部、写し9部) ・経費内訳書(様式6) 提出部数:10部(原本1部、写し9部) また、別紙2にて経費内訳書(様式6)の提出物は10部とあるが、原本1部・写し9部の合計10部と理解したが相違ないでしょうか。 | 企画提案書等の提出にあたり、各提出物の部数は以下のとおりです。 ・企画提案書 商号又は名称を記載した提案書 提出部数:1部 商号又は名称を記載しない提案書 提出部数:9部 提案書データ:各1部 ・企画提案書記載事項確認書(様式4) 提出部数:2部(原本1部、写し1部) ・見積書(様式5) 提出部数:10部(原本1部、写し9部) ・経費内訳書(様式6) 提出部数:10部(原本1部、写し9部) ・京都市競争入札参加資格者でない場合のみ、提出する書類等 提出部数:各2部ずつ(原本1部、写し1部) ・「市民生活応援デジタル地域ポイント(仮称)給付事業」アプリケーション開発・運用業務に係る協定書(様式7)※コンソーシアムを結成する場合のみ 提出部数:2部(原本1部、写し1部) 提出方法は、「プロポーザル説明書(P.4 7(5))」に記載のとおりです。 |

| | | | |
|----|-------------------------------------|--|---|
| 30 | (別紙2)企画提案書等作成要領 3企画提案書等の作成上の留意事項 | 企画提案書等の提出に際して、電子データを格納したCDの提出の記載がありますが、弊社のセキュリティ事故防止の対策上、外部記録媒体への電子データの格納が難しい状況です。代替手段としてメールやクラウドサービスでの企画提案書等の共有は可能でしょうか？ | 原則は電子データを格納したCDでの提出を求めますが、貴社の規則上、その方法による提出が難しい場合に限り、代替手段としてメールやクラウドサービスでの企画提案書等を御提出ください。 |
| 31 | (別紙3)提案内容評価要領 4価格点 | 価格点の計算は、以下の式により行う。 初年度のトータルコスト(最低提示価格/貴社提示価格)×10点 この場合、小数点以下は切り捨てと四捨五入どちらで計算を行うかご教授ください。 | 小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入をします。 なお、「提案内容評価要領」について、この度の質問への回答に合わせて、一部、修正いたしますので、ご覧ください。 |
| 32 | (様式1)誓約書 | 提出タイミングの記載がありませんが、どのタイミングで提出が必要になりますか。 | 今回は該当資料がないため、提出の必要はありません。 |
| 33 | (様式6)経費内訳書 | 既存のアプリケーションとは既に京都市に導入されているアプリケーションを本事業でも利用する場合と認識してよろしいでしょうか。それとも京都市に導入されていないが、スクラッチ開発ではなくSaaS的に既存のあるサービスを京都市向けに導入する場合も既存のアプリケーションに含まれるでしょうか。 もし後者の場合、初期費用を記載する場合、どちらに記載すればよろしいでしょうか。 | 既存のアプリケーションとは、SaaS的に既存のあるサービスを京都市向けに導入する場合のことを指します。初期費用は経費内訳書の「1」に記入してください。また、「1」のカスタマイズに係る経費については、経費内訳書「2」に記入してください。 |
| 34 | (様式7)コンソーシアム協定書 | 協定書の文言修正が必要になった場合、コンソーシアム間で変更契約書にて対応することで承認いただけますでしょうか。 | 差し支えありません。 |
| 35 | (様式7)コンソーシアム協定書 | コンソーシアム協定書の記載文言は構成員ごとの実状に応じて文言を修正したもので問題ありませんか。 | 差し支えありません。 |
| 36 | その他 | コンソーシアム内で入札参加資格がない企業がある場合、資格ある事業者の一部資料提出無し、ない事業者は全提出かどうか。 | 資格ある事業者は、プロポーザル説明書に記載があるとおり、(ア)・(イ)の書類を、資格のない事業者は、同様に記載されている全ての書類を提出してください。 |